

## IV. 大洋州

### 1. オーストラリア

#### (1) 消費者政策体制等に関する基本的事項

##### ア. 全般

(ア) 消費者行政に関する閣僚級及び事務レベルの調整機関の有無・名称

##### a. 連邦レベル

- ・オーストラリア競争・消費者委員会（Australian Competition and Consumer Commission、以下「ACCC」という。）<sup>1339</sup>
- ・オーストラリアエネルギーレギュレーター（Australian Energy Regulator、以下「AER」という。）<sup>1340</sup>  
エネルギー市場に特化してその範囲内で ACCC の役割を補完する。
- ・財務省（The Treasury）のマーケット・グループ（Market Group）に属する消費者データ権利部門（Consumer Data Right Division）

##### b. 州レベル

- ・首都特別地域：Access Canberra<sup>1341</sup>
- ・ニューサウスウェールズ州：NSW Fair Trading<sup>1342</sup>
- ・北部準州：NT Consumer Affairs<sup>1343</sup>
- ・クイーンズランド州：Office of Fair Trading Queensland<sup>1344</sup>
- ・南オーストラリア州：SA Office of Consumer and Business Services (CBS)<sup>1345</sup>
- ・タスマニア州：Tasmania Consumer, Building and Occupational Services (CBOS)<sup>1346</sup>
- ・ビクトリア州：Consumer Affairs Victoria (CAV)<sup>1347</sup>
- ・西オーストラリア州：WA Consumer Protection - Department Of Mines, Industry Regulation and Safety<sup>1348</sup>

以下、これらをまとめて「各州の消費者行政機関」と呼ぶ。

---

（全てのURLは、2022年3月25日最終確認）

<sup>1339</sup> <https://www.accc.gov.au/contact-us/>

<sup>1340</sup> <https://www.aer.gov.au/>

<sup>1341</sup> <https://www.accesscanberra.act.gov.au/s/>

<sup>1342</sup> <https://www.fairtrading.nsw.gov.au/>

<sup>1343</sup> <https://consumeraffairs.nt.gov.au/>

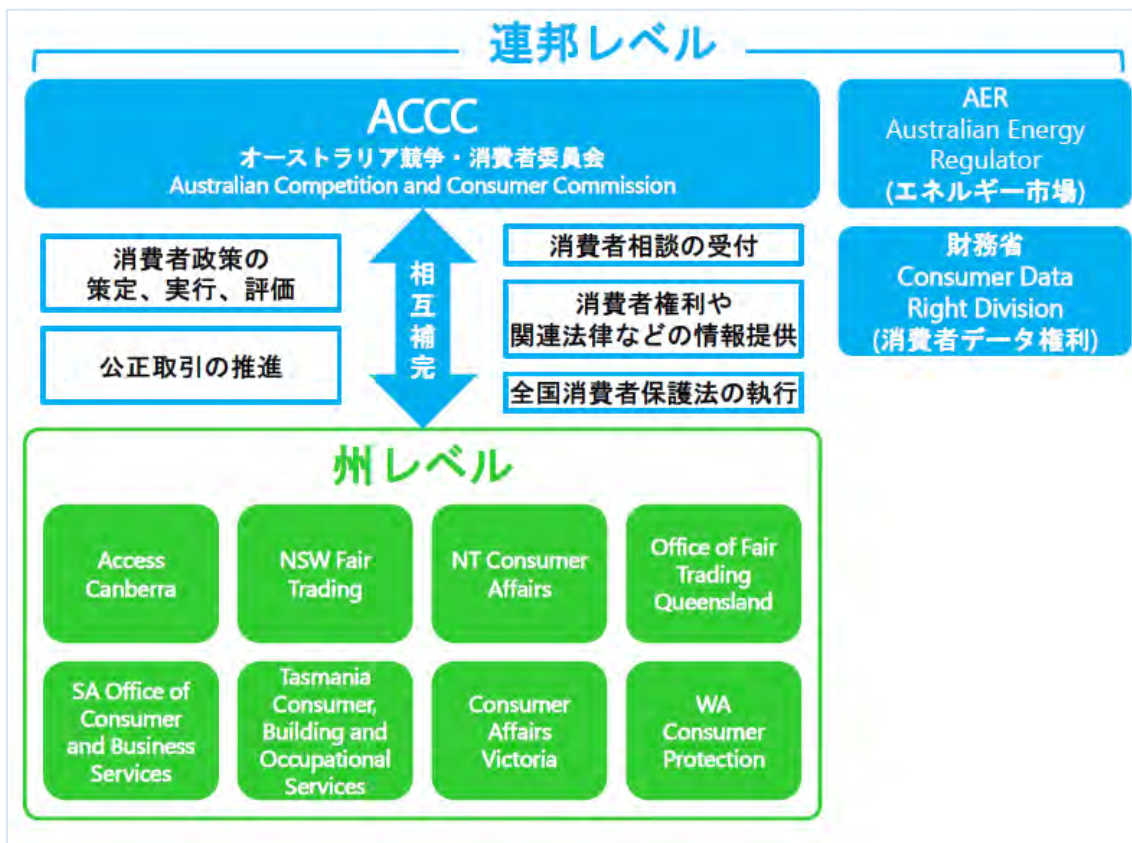
<sup>1344</sup> <https://www.qld.gov.au/law/fair-trading>

<sup>1345</sup> <https://www.cbs.sa.gov.au/>

<sup>1346</sup> <https://www.cbos.tas.gov.au/>

<sup>1347</sup> <https://www.consumer.vic.gov.au/>

<sup>1348</sup> <https://www.commerce.wa.gov.au/consumer-protection>



消費者政策関連組織体制図

(イ) 政府機構内における消費者当局の位置づけ

a. オーストラリア競争・消費者委員会

(Australian Competition and Consumer Commission、以下「ACCC」という。)

競争政策及び消費者政策を担う独立機関。消費者政策については政策の策定、実行、評価及び後出の消費者保護法 (Australian Consumer Law) の執行を一元的に担う、独立した権限を持つ連邦行政機関 (Independent Commonwealth statutory authority) である。

省庁別の視点で見れば、オーストラリア税務局 (The Australian Taxation Office) や中央銀行である「Reserve Bank of Australia」など多数の経済分野の機関・組織と共に財務省所管の関連組織と位置付けられている<sup>1349</sup>。

<sup>1349</sup> 「財務省アニュアルレポート2020-2021」P10

なお連邦の行政機関改革に伴い、平成24年度消費者庁「海外主要国における消費者政策体制等に関する総合的調査」で挙げられていた消費者問題立法政策フォーラム (CAF)、豪州・ニュージーランド消費者問題委員会 (CAANZ) は解散している。

首相内閣省 > Effective Commonwealth-State Relations > Review of the Former COAG Councils and Ministerial Forums

<https://www.pmc.gov.au/domestic-policy/effective-commonwealth-state-relations#:~:text=On%2026%20June%202020%2C%20National,rationalise%20and%20reset%20their%20work>

b. オーストラリアエネルギーレギュレーター

(Australian Energy Regulator、以下「AER」という。)

エネルギー市場の規制に特化した ACCC の関連組織として位置づけられ、独自の理事会を持つが、それ以外の下位組織を ACCC と共有している。

c. 財務省消費者データ権利部門

(Consumer Data Right Division)

財務省の内部組織。2020 年に「消費者データ権利 (Consumer Data Right)」プログラムの運用を ACCC から移管され、ACCC と共同で業務を推進するために財務省内に設立された<sup>1350</sup>。

d. 各州の消費者行政機関

多岐にわたる行政サービスのうち、特定分野 (消費者行政) を担当する内部組織。

イ. 各組織の概要

(ア) ACCC

ACCC は下図のように委員長 1 名を含む 10 人の委員会によって運営されており、現職委員長はロッド・シムズ氏である (2011 年 8 月着任、現在の任期は 2022 年 3 月まで)。委員会の下には、業務エリアごとに部門長「Executive General Manager」1 名 (合計 7 名) とコーポレート部門が置かれている。

2021-22 年度の平均在籍職員数は 1,235 人、概算年度予算は 402.9 万豪ドルである<sup>1351</sup>。

---

<https://consumer.gov.au/consumer-affairs-forum>

CAF解散後はACCCを中心に、課題に応じて省庁間の連携が行われている。

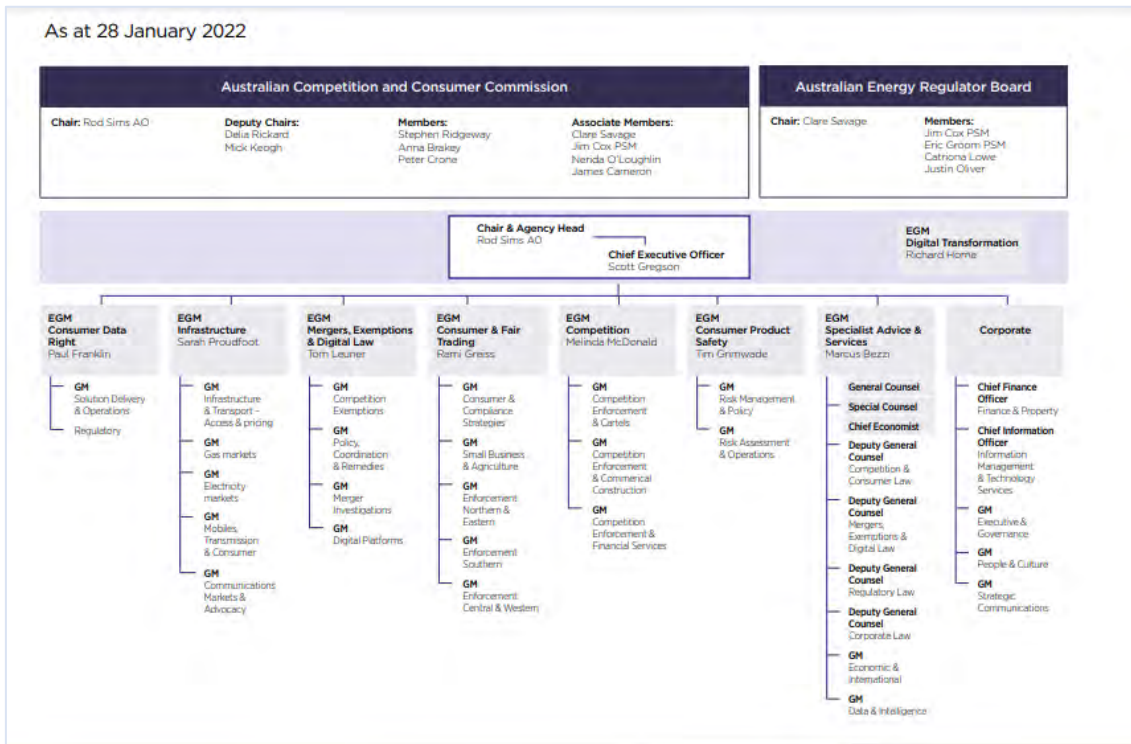
「ACCC・AERアニュアルレポート2020-2021」P88

<https://www.aer.gov.au/system/files/ACCC-and-AER-Annual-Report-2020-21.pdf>

<sup>1350</sup> 「財務省アニュアルレポート2020-2021」P9, P194

<https://treasury.gov.au/sites/default/files/2021-10/p2021-216241-tsy-annual-report-2020-21.pdf>

<sup>1351</sup> [https://treasury.gov.au/sites/default/files/2021-05/pbs\\_2021-22\\_04\\_acc.pdf](https://treasury.gov.au/sites/default/files/2021-05/pbs_2021-22_04_acc.pdf)



## (イ) AER

前出の ACCC 組織図からも分かるように、AER は全体組織を統括する理事会「Australian Energy Regulator Board」（理事長：クレア・サベッジ氏）を除けば、ACCC の下位組織や人員、リソース、施設を共有している<sup>1352</sup>。また ACCC と共同で発行している「ACCC・AER アニュアルレポート 2020-21」<sup>1353</sup>によれば、その役割はエネルギー市場における効率的な投資、事業運営の促進及び価格、品質、安全性、安定供給などの観点から消費者の長期的な利益向上を図ることである。

AER は西オーストラリア州を除く各州の事業者電力及びガスネットワークを通じて利用者に販売するエネルギーに関して、売上高の上限額を設定している。また、西オーストラリア州とビクトリア州を除く各州で後出の National Energy Retail Law（全国エネルギー小売り法）の執行を担う<sup>1354</sup>。

<sup>1352</sup> <https://www.accc.gov.au/about-us/australian-competition-consumer-commission/about-the-accc#:~:text=The%20ACCC%20and%20the%20AER,-The%20Australian%20Energy&text=The%20AER%20shares%20staff%2C%20resources,and%20supplement%20competitive%20market%20processes.>

<sup>1353</sup> <https://www.aer.gov.au/system/files/ACCC-and-AER-Annual-Report-2020-21.pdf>

<sup>1354</sup> 「ACCC・AERアニュアルレポート2020-2021」 P34

## (ウ) 財務省消費者データ権利部門

### (Consumer Data Right Division)

消費者データ権利部門が運用する「消費者データ権利 (Consumer Data Right)」プログラムの目的は、消費者が事業者側から適切な情報公開を受けられるようにするためのルール作りであり、順次各業界を対象に展開されている。2020 年に ACCC から同プログラムの主管を引き継いでからの主な活動内容として、金融業界における規定作り（主要銀行の情報公開義務を規定、2020-2021 財政年度）や、通信業界を対象にした評価・検討（2021 年～）がある<sup>1355</sup>。

担当責任者は財務省第一秘書官のケイト・オローク氏で、規制フレームワーク部門 (Regulatory Frameworks Branch) 及び政策、管理、実施部門 (Policy, Governance and Engagement Branch)<sup>1356</sup>という 2 つの下位組織で構成されている。その他の組織関連情報（構成人数等）に関しては公開されていない。

## (エ) 各州の消費者行政機関

各州ともに行政機関の一部組織として位置づけられており、単体としての組織関連情報（構成人数等）に関しては公開されていない。

## ウ. 消費者政策に関連する法規等

### (ア) 消費者関連法規の所管状況

#### a. 関連法令

#### <連邦法>

- ・消費者及び市場競争法 (Competition and Consumer Act 2010)<sup>1357</sup>

消費者保護のほかに、公正取引（適正競争の保証）などの規定も含む<sup>1358</sup>。

- ・消費者保護法 (Australian Consumer Law<sup>1359</sup>、以下「ACL」という。)

記法律の一部 (Schedule 2) の形式をとっており、実務レベルの消費者保護に関する規定はほぼこちらに含まれている。

- ・2010 年競争・消費者規則 (Competition and Consumer Regulations 2010)<sup>1360</sup>

<sup>1355</sup> 「財務省アニュアルレポート2020-2021」 P9, P194

<https://treasury.gov.au/sites/default/files/2021-10/p2021-216241-tsy-annual-report-2020-21.pdf>

<sup>1356</sup> <https://www.directory.gov.au/portfolios/treasury/department-treasury/central-office/markets-group/consumer-data-right-division>

<sup>1357</sup> <https://www.legislation.gov.au/Details/C2018C00437>

<sup>1358</sup> <https://consumer.gov.au/australian-consumer-law/legislation>

<sup>1359</sup> [http://www7.austlii.edu.au/cgi-](http://www7.austlii.edu.au/cgi-bin/viewdoc/au/legis/cth/consol_act/caca2010265/sch2.html?context=1;query=aAUSTRALIAN%20CONSUMER%20LAW%20;mask_path=au/legis/cth/consol_act/caca2010265)

[bin/viewdoc/au/legis/cth/consol\\_act/caca2010265/sch2.html?context=1;query=aAUSTRALIAN%20CONSUMER%20LAW%20;mask\\_path=au/legis/cth/consol\\_act/caca2010265](http://www7.austlii.edu.au/cgi-bin/viewdoc/au/legis/cth/consol_act/caca2010265/sch2.html?context=1;query=aAUSTRALIAN%20CONSUMER%20LAW%20;mask_path=au/legis/cth/consol_act/caca2010265)

<sup>1360</sup> <https://www.legislation.gov.au/Details/F2012C00036>

上記二法律の補足規定（用語の具体的な解釈・定義など）及び執行規則（手続き、期限など）は、以下に大別される。

- －ACLに関する部分（Part 6）：用語の定義（例：「商業契約」、消費者保証の内容や表記、報告義務などに関する詳細規定
- －上記以外：特定分野（通信、国際海運など）に関する Competition and Consumer Regulations 2010 の補足規定など

• 2001年証券投資委員会法（Australian Securities and Investments Commission Act 2001）

• 2009年全国消費者クレジット保護法（National Consumer Credit Protection Act 2009）<sup>1361</sup>

及

• 2010年全国消費者クレジット保護規則（National Consumer Credit Protection Regulations 2010）

• 2009年電気通信（消費者保護・サービス基準）法（Telecommunications Consumer Protection and Service Standards Act 1999）<sup>1362</sup>

#### <連邦法：業界、分野別関連法規>

以下、前出（（1）イ（イ）項）の「ACCC・AER アニュアルレポート 2020－2021」（Appendix 7 Legislative framework）に記載された分野別関連法規を記載する。ただし、ACCCは消費者政策（消費者保護・消費者政策）及び競争政策（市場競争確保・独占禁止）を所管しているため、競争政策に主眼を置いたものもある。

- 1996年空港法（Airports Act 1996）
- 1989年郵便事業法（Australian Postal Corporation Act 1989）
- 2020年競争・消費者（消費者データ権利）規則（Competition and Consumer（Consumer Data Right）Rules 2020）
- 全国電力法及び規則（National Electricity Law and Rules）
- 全国ガス法及び規則（National Gas Law and Rules）
- 全国エネルギー小売り法及び規則（National Energy Retail Law and Rules）
- 1997年電気通信法（Telecommunications Act 1997）
- 2007年水道法（Water Act 2007）

<sup>1361</sup> [http://classic.austlii.edu.au/au/legis/cth/consol\\_act/nccpa2009377/](http://classic.austlii.edu.au/au/legis/cth/consol_act/nccpa2009377/)

<sup>1362</sup> [http://classic.austlii.edu.au/au/legis/cth/consol\\_act/tpassa1999620/](http://classic.austlii.edu.au/au/legis/cth/consol_act/tpassa1999620/)

- 2009 年水道市場規則 (Water Market Rules 2009)
- 2009 年水道料金 (解約費) 規則 (Water Charge (Termination Fees) Rules 2009)
- 2010 年水道料金 (インフラストラクチャー) 規則 (Water Charge (Infrastructure) Rules 2010)
- 2010 年水道料金 (計画及び管理情報) 規則 (Water Charge (Planning and Management Information) Rules 2010)

<州法> (ACL 施行後は ACL に一本化されているため、参考として記載)

ニューサウスウェールズ州	Fair Trading Act 1987 (NSW)
オーストラリア首都特別地域	Fair Trading Act 1992 (ACT) Fair Trading (Consumer Affairs) Act 1973 (ACT) Door-to-Door Trading Act 1991 (ACT) Lay-by Sales Agreements Act 1963 (ACT)
ビクトリア州	Fair Trading Act 1999 (Vic)
クイーンズランド州	Fair Trading Act 1989 (Qld)
南オーストラリア州	Fair Trading Act 1987 (SA) Consumer Transactions Act 1972 (SA) Manufacturers Warranties Act 1974 (SA)
西オーストラリア州	Fair Trading Act 1987 (WA) Consumer Affairs Act 1971 (WA) Door to Door Trading Act 1987 (WA)
タスマニア州	Fair Trading Act 1990 (Tas) Fair Trading (Reinstatement of Regulations Act 2008 (Tas) ) Door to Door Trading Act 1986 (Tas) Trade Practices Act 1974 (Cth): Parts IVA, V, VA and VC Goods (Trade Descriptions) Act 1971 (Tas) Sale of Hazardous Goods Act 1977 (Tas) Unordered Goods and Services Act 1973 (Tas)
北部準州	Consumer Affairs and Fair Trading Act 1990 (NT)

各州に消費者保護に関する法律が存在していたが、2011 年 1 月 1 日より ACL に一本化された。ただし上記日付より前に発生した取引に関しては、引き続き上記各州の旧法が適用される：

ACL の各規定に違反した者に対しては、ACCC がその性格、悪質性、及び自主的な補償措置の有無などを総合的に鑑みて、法的手段又は行政手段を用いて対処している。また、各州の消費者行政機関も受け付けた消費者相談の内容などを調査し、ACL に対する違反が疑われる場合はその確認を行っている。

## b. 消費者保護法（ACL）の主な内容

本項目では以下、ACLの主な内容について解説する。

### <ACL概説>

#### 1. 消費者、及び消費者向け取引の定義

(a) 所定基準額以下の取引は一律にACLの適用対象となる

\*近年の傾向を反映して、この基準額は2021年7月1日より従来の4万豪ドルから10万豪ドルへと引き上げられた。

(b) 上記基準額を超えるが、通常個人的に又は家庭内で使用又は消費される商品やサービスに関する取引

(c) 主に公道上で輸送に使用する車両又はトレーラーを含む商品に関する取引

#### 2. ACLを遵守すべき対象

上記消費者向けの取引において、対象商品又はサービスの提供者（Supplier）（個人又は法人）は全て対象となる。

また、商品の製造者（Manufacturer）も提供者と連帯してACLの対象となる。製造者の定義は下記のように極めて広義的である：

- －当該商品に名称やブランド名を関連づけることを許容した者は製造者とみなされる。
- －実際の生産者がオーストラリア国内に所在しない場合、輸入者が製造者とみなされる。

#### 3. 消費者保証（consumer guarantee）

ACLの核心ともいえるのは、上記の消費者向け取引に対して自動的かつ強制的に適用される「消費者保証」である。すなわち、提供者と製造者は当該商品又はサービスが以下各項を全て満たすことを保証しなければならない：

##### 商品提供者の消費者保証義務

- －許容可能な品質：同種類の商品の一般的な使用目的に適し、かつ外観、仕上げ、無瑕疵、安全性、耐用性の面において「当該商品に関する十分な情報を把握した消費者がその性格、価格、商品説明、及び取引を行った具体的な状況を踏まえて一般的に許容可能と考える」レベルの品質を満たしていること。
- －消費者が提供者に対して事前に要求した特定の使用目的に適していること
- －全ての商品説明やサンプルに合致していること



- －提供者が明示的に示した全ての保証や関連表示を履行すること
- －当該商品の完全かつ第三者の権利に影響されない所有権を消費者に引き渡し、非開示の抵当権などが無いこと

#### **商品製造者の消費者保証義務**

- －許容可能な品質（上記と同様）
- －全ての商品説明やサンプルに合致していること
- －製造者が明示的に示した全ての保証や関連表示を履行すること
- －消費者による当該商品の購入時点から合理的な期間内において、合理的な形で修理又は交換パーツを提供する施設を有すること

#### **サービス提供者の消費者保証義務**

- －当該サービスの提供にあたって、十分なスキルと注意を払っていること
- －消費者が提供者に対して事前に要求した特定の目的に適していること
- －合意した期間又は合理的な期間内に提供されること

前述のように ACL が規定したこれらの消費者保証は自動的かつ強制的に適用され、関連する消費者権利を排除、制限、変更しようとする契約内容やその他いかなる手段も原則として無効である。

さらに、消費者保証規定に反する内容は無効となるだけでなく、提供者又は製造者がそのような趣旨又は消費者権利に関して誤解させるような内容を消費者に対して表示（商品表記、ウェブサイト上での説明事項など）する行為自体は違法となり罰則規定も有効に機能している。例えば近年の判例として、Jetstar 社が消費者に「ある種類の格安航空券はいかなる状況においても返金できない」との認識を与えたとして 195 万豪ドルの罰金と是正措置を命じた 2019 年 5 月の連邦裁判所判決、及びアップル社が「iPhone と iPad 製品の特定故障に関して第三者による修理を受けた場合は一律に同社の保証対象外となる」趣旨をウェブサイト上に表示したとして 900 万豪ドルの罰金と是正・再発防止措置を命じた 2018 年 6 月の同裁判所判決がある。

なお、オーストラリアの消費者保護は世界的に見ても消費者側に傾斜しており、その傾向が ACL の核心である消費者保証の広義性にも表れている。例えば、基準額を満たしていれば原則として個人が提供者となる場合や法人間の取引も含まれる<sup>1363</sup>。

<sup>1363</sup> ただし、1 回限りの個人間の私的な売買、オークション、転売目的の購入など限定的な例外規定はある。

#### 4. 消費者保証に違反した場合の補償

##### 商品提供者による補償

- －重大違反<sup>1364</sup>の場合 (major failure) : 消費者側が違反による商品価値減少分の損害賠償、交換、又は返品及び全額返金を選択できる。
  - －重大違反でなく、かつ修理などによる保証対応が可能な場合 (minor failure) : 提供者側が合理的な時間内での修理などによる保証対応、交換、又は返品及び全額返金を選択することができる。
- ただし、合理的な時間内に保証対応しなかった場合、消費者側が第三者による対応費用の請求、交換、又は返品及び全額返金を選択することができる。

##### 商品製造者による補償

消費者はまた、消費者保証に違反した商品の製造者に対して下記の補償内容を直接的に請求できる :

- －消費者側が違反による商品価値減少分の損害賠償、及び
  - －同違反に起因する、合理的に予見可能な間接損害に対する損害賠償
- さらに、消費者保証の一部内容に関して製造者は提供者に免責を与えなければならない。

##### サービス提供者による補償

- －重大違反の場合 : 消費者側が契約取消し及び未使用分のサービス代金の返金、又は契約の継続と実際に受けたサービスの価値と支払った代金の差額請求を選択できる。
  - －重大違反でない場合 : 提供者側が消費者に追加費用を請求しない前提での保証対応、又は当該サービス契約の全額返金を選択することができる。
- ただし、合理的な時間内に保証対応しなかった場合、消費者側が第三者によ

---

<sup>1364</sup> 「重大違反」の定義について : 厳密に言えばオーストラリアは判例法を採用しているため法律の条文のみならず判例などを参考にして個々の事案に対してケース・バイ・ケースで法解釈を行う。ただし、例えば下記の現地法律事務所のウェブサイト上での解説を参考にすれば下記が「重大違反」に該当する。

- 当該問題の存在とその結果を知っていれば、合理的な消費者は当初から当該商品・サービスを購入しなかったもの
- 宣伝された使用目的に明らかに合致しない、かつ簡単には合致するように変更できないもの
- 提供者が事前に把握している消費者が期待する使用目的に明らかに合致しない、かつ簡単には合致するように変更できないもの
- 当該サービスの提供が不安全な環境を作り出す場合

<https://legalvision.com.au/breach-of-consumer-guarantees/#:-:text=the%20product%20is%20unquestionably%20unfit,the%20goods%20are%20unsafe.>

る対応費用の請求、又は契約取消しと返金を選択することができる。

## 5. 安全性に関わる違反及び報告義務

ACL の執行を担う連邦又は州レベルの機関は、特定製品に対して製品そのものが満たすべき強制的な安全基準を設け、製品表示などにおける安全上の注意喚起（情報提供）義務を課し、また安全性の問題により特定製品の製造、提供、所有、支配管理を一時的に又は永久的に禁止する禁止命令を発する権限を有する。

これらの機関はまた、安全面の問題がある特定製品が死傷をもたらす可能性があること、又はその疑いにより調査中であることを公衆に周知させる「安全性警告（safety warning）」を発出できる。

また ACL は提供者や製造者に対して安全性に関する責任を規定している：

- －製造者：安全性に関わる製品欠陥により第三者（購入者や使用者に限らず）の死傷又は損害（建物や土地を含むその他の財産に対する間接的な損害を含む）に対する賠償責任を負う
- －提供者：上記の安全基準、注意喚起義務、禁止命令に違反した場合、民事上の賠償責任に加えて下記を上限とする法定罰金を課される：

個人の場合：50 万豪ドル

法人の場合：①100 万豪ドル

- ②違反行為によって得られた利益の 3 倍、又は裁判所がそれを判定できない場合、直近 12 か月間の売上高の 10%
- 上記のいずれか高い方

また、提供者は特定商品の使用（及び誤使用）又はその使用（及び誤使用）に関連するサービス提供により、重大な疾患、傷害又は死亡をもたらした事実又はその可能性を認識した場合、2 日間以内に ACCC のウェブサイト上で報告を行わなければならない。

## 6. 不当行為の禁止

ACL は商品やサービスの提供に関連する不当行為を禁止している。具体例としては、下記が挙げられる。

- －不当表記：商品の価格、品質、機能、原産地に関する虚偽表記など
- －不公平な契約内容：大企業がその影響力により個人消費者又は中小企業に不公平な結果を押し付けるような契約、又は障害者など特定消費者の弱点に付け込んだ契約など
- －ネズミ講などの違法な販売スキーム

－不当な形での訪問販売

#### (イ) 審議・助言・監視をする機関の有無及び政策機関との関係

省庁間レベルでの調整や審議を担っていた消費者問題立法政策フォーラム (Legislative and Governance Forum on Consumer Affairs (CAF)、前身は1992年設置のThe Ministerial Council on Consumer Affairs) は2021年2月1日付で解散し、その後はACCCを中心に、課題に応じた省庁間連携と対応が行われている<sup>1365</sup>。

#### (ウ) 関係行政機関との主な政策調整手段、関連法令等

ACCCは具体的な案件の内容に応じて連邦他機関や各州の消費者行政機関と役割を分担し、連邦財務省との間では政策や規制枠組策定について連携を行っている。加えて、金融、通信などの分野について以下に挙げるような他機関と連携している<sup>1366</sup>。

証券投資委員会 (Australian Securities and Investments Commission、ASIC) 金融商品・サービスに関わる案件は)と共同で対応している。

- ・オーストラリア通信メディア庁 (Australian Communications and Media Authority、ACMA)
- ・オーストラリア情報コミッショナー事務局 (Office of the Australian Information Commissioner、OAIC)
- ・オーストラリア建築・建設委員会 (Australian Building and Construction Commission、ABCC)

これらはいずれも当該分野の行政権を持つ機関であり、ACCCによる法(消費者及び市場競争法、ACL)の執行に協力している。

### エ. 消費者政策に関連する基本計画等の概要

#### (ア) 基本計画(あるいは基本戦略)の概要

ACCCは2021年8月、AERと共同での中期計画(2021-22年度から2024-25年度までの4年間)「ACCC・AERコーポレートプラン(ACCC and AER

<sup>1365</sup> この箇所の原文は「ad hoc liaison and engagement between jurisdictions」

CAFの解散に関してはア(イ)項の脚注を参照。

CAF解散後はACCCを中心に、課題に応じて省庁間の連携が行われている。

「ACCC・AERアニュアルレポート2020-2021」P88

<https://www.aer.gov.au/system/files/ACCC-and-AER-Annual-Report-2020-21.pdf>

なお、財務省へ後継組織の有無を書面で問合せたが2022年3月16日時点で回答が得られていない。

<sup>1366</sup> ・ACCC 2021年コンプライアンス、執行における方針及び優先課題(2022-23 Compliance and Enforcement Policy and Priorities) P9 (Working with other agencies)

[https://www.accc.gov.au/system/files/Compliance%20and%20Enforcement%20Policy%20and%20Priorities%2021\\_0.pdf](https://www.accc.gov.au/system/files/Compliance%20and%20Enforcement%20Policy%20and%20Priorities%2021_0.pdf)

・ACCC・AERコーポレートプラン2021-22 (ACCC and AER Corporate Plan 2021-22) P12、P21、P23

<https://www.aer.gov.au/system/files/ACCC%20and%20AER%20Corporate%20Plan%202021-22.pdf>

Corporate Plan)」を公表し、消費者保護関連の優先課題 (ACCC strategic objectives) として「消費者データ権利の保護を通じた情報非対称性の解消」、及び「事業者による虚偽的又は誤解を招く行為の防止」「製品安全への取組」<sup>1367</sup>を挙げた。

また、毎年消費者、事業者、及び関連のステークホルダーからのフィードバックを踏まえ、その年(暦年)に優先すべき課題として「コンプライアンス、執行における方針及び優先課題」を公表している。直近の「2021年コンプライアンス、執行における方針及び優先課題 (2021 Compliance and Enforcement Policy and Priorities)」<sup>1368</sup>で言及されている具体的優先課題については「最近のトピックス」を参照のこと。

前出のCAFは解散前に「Strategic Agenda 2018-2022」<sup>1369</sup>を公表しているが、その中では、2018-2022年における優先事項として、より広範な消費者権益の保護、弱い立場にある消費者に対する保護の強化、ACLの遵守状況改善や事業者への教育啓発におけるより多くの外部組織との連携、安全性に問題のある商品・サービスのオーストラリア市場からの除外、最近のトレンドを反映した新たな課題への対応、そしてデジタル能力の向上を挙げている。

## オ. 地方と中央の関係

### (ア) 地方における消費者行政の仕組み及び中央の消費者政策機関との関係

ア(ア)項の図に示したとおり、連邦と州(ACCCと各州の消費者行政機関)は縦割りではなく相互補完的な関係にある<sup>1370</sup>が、実務上はACCCがハイレベルな政策や方向性を示しつつACLの執行も行い、それに対して各州の機関が消費者相談を受け付けたり実務レベルで執行に取り組んだりしている。

管轄がオーバーラップする部分については、上記ウ(ウ)項で述べたように個々の案件の中身や性質に応じ、ACCCと州機関のどちらで取り扱うかをACCCが判断している。

### (イ) 執行対応における関係機関との連携

述のとおり連邦と州は相互補完的な形で連携を行う。事業者処分の例に関しては前出のACL概説の中の事例(ウ(ア)b項)を参照。

<sup>1367</sup> ACCC・AERコーポレートプラン2021-22 P7

他には競争政策関連事項(反競争的行為への対応、独占・寡占市場の監視)が挙げられている。

<sup>1368</sup> ACCC 2021年コンプライアンス、執行における方針及び優先課題 (2021 Compliance and Enforcement Policy and Priorities)

[https://www.accc.gov.au/system/files/Compliance%20and%20Enforcement%20Policy%20and%20Priorities%2021\\_0.pdf](https://www.accc.gov.au/system/files/Compliance%20and%20Enforcement%20Policy%20and%20Priorities%2021_0.pdf)

<sup>1369</sup> CAF Strategic Agenda 2018-2022 P6

<https://consumer.gov.au/sites/consumer/files/2018/11/FINAL-Strategic-Agenda-2018-2022.pdf>

<sup>1370</sup> <https://consumer.gov.au/australian-consumer-law/consumer-policy-australia>

## カ. 最近のトピックス

### (ア) 消費者行政の最近の動き

#### a. ACL そのものに関する法改正：

(a) 2021年7月1日より、「消費者」向け取引の定義のうち、基準額以下の取引を一律に「消費者」向けとみなす規定の基準額が4万豪ドルから10万豪ドルへ引き上げられた。

(b) 財務省が従来判例を踏まえて、消費者保証の違反に関して複数回繰り返される「非重大違反」が「重大違反」を構成しうるとの考え方を正式に法律条文に反映させることを提案している。

(c) ACLが禁止する不当行為のうち、現行法では規定されていない「不公平な契約内容」に対する罰則を提案、検討している。

#### b. 消費者保護法規の執行における重点分野

ACCCが2021年2月に公表した前出の「2021 Compliance and Enforcement Policy and Priorities」( (1) エ (ア) 項) では、同年の消費者保護法規の執行における重点分野として以下を挙げている。

- －コロナ感染症に関連する商習慣、とりわけ航空運輸や旅行業界における変更やキャンセルの扱い方
- －電力や通信などの必需品分野における価格設定や商習慣
- －デジタルプラットフォームに関する消費者保護及び競争維持上の問題
- －葬祭業界における消費者保護及び競争維持上の問題
- －金融セクターにおける消費者保護及び競争維持上の問題、とりわけローンや債権回収関連
- －中小企業に対する保護（「small business」の定義を従業員20人以下から100人以下へと広げる検討を含む）

#### c. 特定テーマに焦点を絞ったプロジェクト

ACLの執行や機能を促進するため、ACCCと各州の消費者行政機関は最新のトレンドを踏まえた特定テーマに焦点を絞ったプロジェクトに取り組んでおり、現在下記を含む30以上のプロジェクト<sup>1371</sup>が進行している。

##### －Peer-to-peer/Sharing Economy プロジェクト

UberやAirBnbなどのシェアエコノミーのサービス提供者及び利用者に対し自身の権利義務を正しく理解させるためのプロジェクト。

<sup>1371</sup> <https://consumer.gov.au/index.php/acl-national-projects>

－Cash back Schemes プロジェクト

キャッシュバックプログラムによる販促を行っている事業者に対して、消費者に対して表示しているインセンティブを正しく支払っていることを保証することが目的。

－Was/Now Pricing プロジェクト

事業者がセール価格などでうたっている「値引き前と現在の価格」が事実を正しく反映していることを確認するプロジェクト。

－Testimonials プロジェクト

事業者が「利用者体験」による宣伝を行うに当たって、虚偽表記など ACL の商品表示に関する規定の遵守徹底と違反是正が目的。

(2) 消費者行政の推進に必要な体制等に関する事項（相談受付体制等）

ア. 相談受付体制

(ア) 消費生活相談を受け付ける体制

公的な相談窓口は ACCC 及び下記の各州消費者行政機関（各州に1つずつ設置されている）：

- ・首都特別地域：Access Canberra<sup>1372</sup>
- ・ニューサウスウェールズ州：NSW Fair Trading<sup>1373</sup>
- ・北部準州：NT Consumer Affairs<sup>1374</sup>
- ・クイーンズランド州：Office of Fair Trading Queensland<sup>1375</sup>
- ・南オーストラリア州：SA Office of Consumer and Business Services (CBS)<sup>1376</sup>
- ・タスマニア州：Tasmania Consumer, Building and Occupational Services (CBOS)<sup>1377</sup>
- ・ビクトリア州：Consumer Affairs Victoria (CAV)<sup>1378</sup>
- ・西オーストラリア州：WA Consumer Protection - Department Of Mines, Industry Regulation and Safety<sup>1379</sup>

<sup>1372</sup> <https://www.accesscanberra.act.gov.au/s/>

<sup>1373</sup> <https://www.fairtrading.nsw.gov.au/>

<sup>1374</sup> <https://consumeraffairs.nt.gov.au/>

<sup>1375</sup> <https://www.qld.gov.au/law/fair-trading>

<sup>1376</sup> <https://www.cbs.sa.gov.au/>

<sup>1377</sup> <https://www.cbos.tas.gov.au/>

<sup>1378</sup> <https://www.consumer.vic.gov.au/>

<sup>1379</sup> <https://www.commerce.wa.gov.au/consumer-protection>

これらに加えて、特定の業界・分野にオンブズマンやそれに相当する非行政組織が一部類似する機能を担っている。当該業界・分野及び組織名の一覧は ACCC ウェブサイト<sup>1380</sup>上で確認でき、主な業界・分野は下記を含む：

- ・ 航空業界：Airline Customer Advocate<sup>1381</sup>
- ・ 銀行及び保険業界：Australian Financial Complaints Authority (AFCA)<sup>1382</sup>
- ・ 建築業界（ビクトリア州とクイーンズランド州のみ）：  
Victorian Building Authority<sup>1383</sup>  
Queensland Building and Construction Commission<sup>1384</sup>
- ・ エネルギー及び水資源：Australian Energy Regulator (AER)のオンブズマンスキーム<sup>1385</sup>
- ・ 情報通信業界：Telecommunication Industry Ombudsman<sup>1386</sup>

#### (イ) 相談窓口数

ACCC は全豪各地にオフィスを 9 拠点設けているが<sup>1387</sup>、コロナ感染症対策として現在一般来訪を受け付けていない<sup>1388</sup>。

各州の消費者行政機関による相談窓口は、電話又はオンラインフォームでの対応となっている。

#### (ウ) 相談受付体制における、相談に対応する者の身分・所属

- －ACCC 及び AER 職員は国家公務員（Australian Public Service employees）<sup>1389</sup>
- －各州の消費者行政機関（行政機関）の対応担当者は州政府の正規職員の身分である。
- －分野別非行政組織（AER を除く）の担当者は、それぞれの組織に雇用される職員の身分である。

<sup>1380</sup><https://www.accc.gov.au/contact-us/other-helpful-agencies/industry-ombudsmen-dispute-resolution#banking-and-insurance>

<sup>1381</sup> <https://www.airlinecustomeradvocate.com.au/General/Default.aspx>

<sup>1382</sup> <https://www.afca.org.au/>

<sup>1383</sup> <https://www.vba.vic.gov.au/>

<sup>1384</sup> <https://www.qbcc.qld.gov.au/>

<sup>1385</sup> [https://www.aer.gov.au/consumers/making-a-complaint#Contacting\\_energy\\_ombudsman\\_schemes](https://www.aer.gov.au/consumers/making-a-complaint#Contacting_energy_ombudsman_schemes)

<sup>1386</sup> <https://www.tio.com.au/>

<sup>1387</sup> アデレード（南オーストラリア州）、ブリスベン（クイーンズランド州）、キャンベラ（首都特別地域）、ダーウィン（北部特別地域）、ホバート（タスマニア州）、メルボルン（ビクトリア州）、パース（西オーストラリア州）、シドニー（ニューサウスウェールズ州）、タウンズビル（クイーンズランド州）

<sup>1388</sup> <https://www.accc.gov.au/contact-us/contact-the-accc#accc-office-locations>

<sup>1389</sup> 前出の「ACCC・AER アニュアルレポート2020-2021」P26



## (エ) 利用料

- －ACCC 及び各州の消費者行政機関ともに、行政サービスの一環として無料で対応している。
- －Airline Customer Advocate<sup>1390</sup>：無料で相談に対応
- Australian Financial Complaints Authority (AFCA)<sup>1391</sup>：無料で相談に対応
- －Victorian Building Authority<sup>1392</sup>：無料で相談に対応
- －Queensland Building and Construction Commission<sup>1393</sup>：無料で相談に対応（ただし、準法的な効力を有する仲裁プロセスの利用は有料、判決により費用が当事者間で配分される）
- －Australian Energy Regulator (AER)のオンブズマンスキーム<sup>1394</sup>：無料で相談に対応
- －Telecommunication Industry Ombudsman<sup>1395</sup>：無料で相談に対応

## (オ) 相談対応者の人員体制・資格等

ACCC、各州の消費者行政機関、上記の各非行政組織ともに相談対応者に関する具体的な情報を公開していない。

## (カ) 受付内容・受付範囲

- －ACCC 及び各州の消費者行政機関による受付範囲は消費者相談全般である。
  - －Airline Customer Advocate の受付範囲は 2021 年現在運航を行っているオーストラリアの航空会社のうち次の 4 社が提供するサービスに関する消費者相談<sup>1396</sup>：Jetstar、Qantas、Rex and Virgin Australia
  - －Australian Financial Complaints Authority (AFCA) の受付範囲は以下の金融サービスに関する消費者相談<sup>1397</sup>：
    - ・クレジット、融資、ローン
    - ・保険
    - ・預金、送金などの銀行取引
    - ・投資及び金融に関するアドバイザーサービス
    - ・年金（オーストラリアでは複数の民間企業が競争的に運営）
- ※消費者・事業者間の紛争に関しては、法的拘束力や行政権限を持たない仲

<sup>1390</sup> <https://www.airlinecustomeradvocate.com.au/General/Default.aspx>

<sup>1391</sup> <https://www.afca.org.au/>

<sup>1392</sup> <https://www.vba.vic.gov.au/>

<sup>1393</sup> <https://www.qbcc.qld.gov.au/>

<sup>1394</sup> [https://www.aer.gov.au/consumers/making-a-complaint#Contacting\\_energy\\_ombudsman\\_schemes](https://www.aer.gov.au/consumers/making-a-complaint#Contacting_energy_ombudsman_schemes)

<sup>1395</sup> <https://www.tio.com.au/>

<sup>1396</sup> [https://www.airlinecustomeradvocate.com.au/\\_lib/Docs/AnnualReport/Annual\\_Report\\_2021.pdf](https://www.airlinecustomeradvocate.com.au/_lib/Docs/AnnualReport/Annual_Report_2021.pdf)

<sup>1397</sup> <https://www.afca.org.au/about-afca>

裁機能を持つ。

－建築業界（ビクトリア州とクイーンズランド州のみ）の受付範囲：

Victorian Building Authority<sup>1398</sup>及び

Queensland Building and Construction Commission<sup>1399</sup>

いずれも建築契約に関して、消費者側の権利保護及び消費者・事業者間の紛争（契約段階、建設中、そして事後保証段階を含む）に対応している。契約範囲の工事の実施や補償に基づく補修命令、違反業者に対する罰金やライセンス減点などの行政権限を持った判定、仲裁も行っている。

－Australian Energy Regulator (AER)のオンブズマンスキームの受付範囲<sup>1400</sup>：

エネルギー小売り業者に対する利用者側（中小企業も含む）からの苦情

－Telecommunication Industry Ombudsman の受付範囲<sup>1401</sup>：

情報通信事業者に対する利用者側（中小企業も含む）からの苦情

#### (キ) 受付情報の集約・分析の方法

－ACCC

後出の「オーストラリア消費者調査（Australian Consumer Survey）」を参照。

－各州の消費者行政機関

情報の集約等については、下記の州で情報を公開している。

・クイーンズランド州は直近8年分の全件を含むデータベース<sup>1402</sup>

・ニューサウスウェールズ州は同じ月に10件以上の苦情があった事業者のリスト及び当該苦情の概要のみ（直近2年分）<sup>1403</sup>

西オーストラリア州は現在進行中の主要な事案のみを「消費者アラート」としてウェブサイト上で更新<sup>1404</sup>している。

－その他の州は公開情報見当たらず

#### (ク) 個別相談に関する事業者との斡旋、関連法等

消費者相談を受けた場合、各州の消費者行政機関はいずれも下記機能を担っている：

a. ACL に規定された権利義務などの関連情報の提供、解決方法に関する情報提供

<sup>1398</sup> <https://www.vba.vic.gov.au/consumers/complaints>

<sup>1399</sup> <https://www.qbcc.qld.gov.au/about-us/overview>

<sup>1400</sup> <https://www.aer.gov.au/consumers/making-a-complaint>

<sup>1401</sup> <https://www.tio.com.au/complaints>

<sup>1402</sup> <https://www.data.qld.gov.au/dataset/consumer-complaints-office-of-fair-trading>

<sup>1403</sup> <https://www.fairtrading.nsw.gov.au/help-centre/online-tools/complaints-register>

<sup>1404</sup> <https://www.commerce.wa.gov.au/consumer-protection/consumer-alerts-0>

b. 当事者同士の話し合いによる解決の支援（ただし、個別相談で出た具体的な相談内容についてそれぞれの主張に関して判断や意見調整は行わない。あくまでも解決へのプロセスの提案、という立場）

管轄する法律（ACL）に対する違反の疑いが確認できた場合、法執行のための措置

### （ケ）相談受付担当者に対する公的支援

各州の公的機関が一元的に相談受付を行っているため、公的支援の概念が当てはまらない。また、上記の各非行政組織に関しても公的支援が行われていることを示す公開情報が見当たらないが、各組織ともに当該分野を所管する行政機関との連携を行っている<sup>1405</sup>。

ただし、直接的な意味での「消費者保護」ではなく、特定分野における「消費者支援」を行っている非政府系組織に対する支援の例として、連邦政府<sup>1406</sup>及び西オーストラリア州政府<sup>1407</sup>がファイナンシャルカウンセリングオーストラリア（Financial Counselling Australia、以下「FCA」という。）に対して財政支援を行ったことがある。FCA は全国範囲で消費者金融を含む金融サービスの健全で計画的な利用に関する情報提供や相談などを無料で行っている。

### （コ）関連統計

2016 年に行われた第 2 回目の「オーストラリア消費者調査（Australian Consumer Survey）<sup>1408</sup>」は消費者 5,408 人と事業者 1,210 社を対象としたアンケート調査であり、ACL 施行直前の 2010-2011 年にかけて行われた第 1 回調査の結果に比べて消費者・事業者ともに ACL に対する肯定度が向上した。具体的には：

<消費者から>（数字：「2010-2011 調査」=>「2016 年調査」）

- 行政側は十分な関連情報を提供している：38%=>54%
- 行政側は紛争解決サービスへのアクセスを提供している：49%=>58%
- 行政側は事業者による消費者に不公平な行為を積極的に抑制している：40%=>45%
- 上記行為を行う事業者は摘発されている：47%=>51%

<sup>1405</sup> 前出の各ウェブサイト上の記載

<sup>1406</sup> <https://www.financialcounsellingaustralia.org.au/financial-counsellors-welcome-funding-announcements/>

<sup>1407</sup> <https://www.financialcounsellingaustralia.org.au/financial-counselling-australia-welcomes-big-funding-boost-in-western-australia-and-urges-other-states-to-do-the-same/>

<sup>1408</sup> <https://consumer.gov.au/consultations-and-reviews/australian-consumer-survey>

―上記行為から消費者を保護するための法律が十分整備されている：

1% ⇒ 54%

<事業者側から> (数字：「2010-2011 調査」⇒「2016 年調査」)

―行政側は消費者に対して事業者との間の紛争解決を支援するサービスへの十分なアクセスを提供している：62% ⇒84%

―消費者と事業者間の紛争は大半が公平な結果となった：50%⇒70%

―ACL の施行により、事業者が自身の権利と義務をよりよく理解できるようになった：44% ⇒ 57%

―ACL の施行により、消費者が自身の権利と義務をよりよく理解できるようになった：36% ⇒ 50%

また、消費者が実際に問題に遭遇する頻度は減少傾向、消費者が自ら行動を起こす頻度は増加傾向が見られたが、消費者が紛争解決の結果に満足したのは約半数のケースで前回調査とほぼ横ばいであった。

―過去2年間で一度でも購入した製品やサービスに関する問題を経験した消費者の割合：74% ⇒ 59%

―事業者が経験する消費者との間の紛争件数：平均毎月 5.15 件 ⇒ 3.44 件

―問題に遭遇した消費者が自ら行動を起こす割合：75% ⇒ 82%

―消費者と事業者間で直接解決できたケースの割合：84% (2016 年調査のデータのみ)

―消費者が紛争解決の結果に満足したケースの割合：48% ⇒ 47%

―行政機関が提供する紛争解決サービスに対する認知度：

消費者 47% ⇒ 44%、事業者 61% ⇒ 66%

―事業者が実際に紛争解決サービスのプロセスに参加した割合：24% ⇒ 29%

―消費者との間で直接問題を解決できなかった場合、紛争解決サービスのプロセスに参加すると回答した事業者の割合：43% ⇒ 53% (過去に参加した回答者に限った場合は 67%)

消費者が問題に遭遇しやすい業界・製品グループは次のとおりである。

―情報通信製品・サービス：31% ⇒ 26%

―インターネットサービスプロバイダー：32% ⇒ 25%

―電子／電化製品：26% ⇒ 19%

また、オーストラリア政府運営の ACL 公式ウェブサイト上に掲載されている報告書「Australian Consumer Law Year in Review 2019-20」<sup>1409</sup>によると、2019―

<sup>1409</sup> [https://consumer.gov.au/sites/consumer/files/inline-files/ACL\\_Year\\_in\\_Review\\_2019-20.pdf](https://consumer.gov.au/sites/consumer/files/inline-files/ACL_Year_in_Review_2019-20.pdf)

2020 年度に ACL に基づく罰金（行政命令）は全国範囲で合計 155 件（合計 93 万豪ドル）、強制措置命令は 24 件、公開警告は 21 件、訴訟は 86 件（裁判による罰金判決は合計 1.97 億豪ドル、補償判決は合計 7,863 万豪ドル）であった。また、過去 5 年間の ACL に基づく罰金と補償金の総額は下表のとおりであるが、近年は明らかな厳罰化の傾向が見られる。

	2015－16 年度	2016－17 年度	2017－18 年度	2018－19 年度	2019－20 年度
罰金 (行政命令)	902	289	825	419	930
罰金 (裁判判決)	711	1,260	49,847	44,106	197,347
補償金 (裁判判決)	2,963	473	282,362	31,113	78,632

単位：1,000 豪ドル

## イ. 商品検査機関

### (ア) 実施機関数・機関名

ACCC 発行の「A guide to testing: product safety」<sup>1410</sup>によると、事業者は製品の品質などを検査することを義務付けられてはいない。ただし、消費者からの苦情などを受けて ACCC が関連安全／品質基準を満たすことや事業者が宣伝する性能を確認するための試験を主導することがあり、その場合 ACCC の試験結果に加えて普段から自主的に検査を行っているか否かが処分を検討する上で一つの判断材料となる。

また、検査機関に関する強制規定はないものの、「全国検査機関協会（National Association of Testing Authorities、以下「NATA」という。）の認定（又は NATA と相互承認を実施している国際機関による認定）を受けた検査機関は未認定の機関よりも信憑性が高いと判断される（とりわけ裁判において）。NATA 認定の検査機関は公式ウェブサイト<sup>1411</sup>上で分野やキーワードを指定して検索できる。

全国範囲でサービスを提供している主な検査機関を下表に掲示する：

	主な対象製品／試験	本社／支社 所在地
SAA Approvals <sup>1412</sup>	家庭用製品、ラジオ装置、産業設備	ブリスベン
Australian Laboratory	電子／電化製品、一般商品、靴類	アデレード

(56ページ)

<sup>1410</sup> [https://www.accc.gov.au/system/files/786\\_A%20guide%20to%20testing\\_Product%20safety\\_Text\\_FA3.pdf](https://www.accc.gov.au/system/files/786_A%20guide%20to%20testing_Product%20safety_Text_FA3.pdf)  
(8ページ)

<sup>1411</sup> <https://nata.com.au/find-organisation/>

<sup>1412</sup> <https://www.saaapprovals.com.au/>

	主な対象製品／試験	本社／支社所在地
Services <sup>1413</sup>		
Austest Laboratories <sup>1414</sup>	電子／電化製品、EMC 試験、通信性能、省エネルギー性能、環境性能試験	シドニー・メルボルン、アデレード
Intertek Australia <sup>1415</sup>	電子／電化製品、子供向け製品、アパレル製品、家具	地方都市を含む、全国各地多数

## ウ．外部関係機関との連携

### (ア) 消費者団体、NPO 団体等外部関係者との関係

オーストラリアの代表的な民間消費者団体として、オーストラリア消費者協会 (Australian Consumers' Association) が挙げられる。同社は「CHOICE」のブランド名で消費者向けの情報提供を行うウェブサイト<sup>1416</sup>と雑誌を運営しており、独自の製品試験やレビューなどを実施している。同社ウェブサイトによると、活動資金は寄付と民間セクターからの出資で賄われており、ACCC や各州の政府機関との連携等に関する情報は見られない。ただし、消費者向けの情報提供の一環として、ACL や行政機関が提供する関連サービスに関する情報の提供を行っている。

### (イ) 海外の消費者行政機関との関係

ACCC が関係する主な海外の関連組織は次のとおりである。

#### a. アセアン・オーストラリア・ニュージーランド自由貿易エリア

##### (AANZFTA)

AANZFTA 内における市場公平性確保と消費者保護分野での国際協力の一環として、ACCC はオーストラリアを代表して消費者問題プログラム (Consumer Affairs Program (CAP)) <sup>1417</sup>に参加している。同プログラムの下 ACCC はアセアン諸国に対して当該分野で必要なトレーニングを実施し、また 2020 年に各参加国の消費者保護機関どうしの技術協力を新たに展開するなどの成果を上げている。

#### b. 経済協力開発機構

##### (OECD)

<sup>1413</sup> <https://www.alsglobal.com/en-au>

<sup>1414</sup> <https://austest.com.au/>

<sup>1415</sup> <https://www.intertek.com/contact/asiapacific/australia/>

<sup>1416</sup> <https://www.choice.com.au/>

<sup>1417</sup> <https://www.accc.gov.au/about-us/international-relations/consumer-affairs-program-cap>

ACCC は経済開発協力機構（OECD）の消費者保護関連のワーキンググループのメンバーとして活動に参加、消費者保護の分野で協力している。とりわけ、現在は製品安全作業部会（OECD Working Party for Consumer Product Safety）において、ACCC 職員が部会長を務めており<sup>1418</sup>、例えば 2018 年 11 月に行われた「国際製品安全週間」キャンペーンでは、欧州委員会とともに主導的な役割を果たした<sup>1419</sup>。ACCC 及び AER はまた OECD において競争委員会（the Competition Committee）<sup>1420</sup>、経済規制当局ネットワーク（Network of Economic Regulators）<sup>1421</sup>、消費者政策委員会（Committee on Consumer Policy）<sup>1422</sup>などの活動にも参画している<sup>1423</sup>。

### c. その他

ACCC は、アジア太平洋地域では、アセアンの消費者保護委員会（ASEAN Committee on Consumer Protection）などの組織とともに地域内における健全な競争と消費者保護法規の有効な執行に取り組んでいる<sup>1424</sup>。

また ACCC は国際競争ネットワーク（International Competition Network、各国の競争規制当局・関係機関のネットワーク）の設立時メンバーで、現在は「競争当局の手續に関する ICN フレームワーク」<sup>1425</sup>の共同議長も務める<sup>1426</sup>。

---

<sup>1418</sup> <https://oecd-events.org/consumer-marketplace-of-the-future/speaker/0c212bb4-b3ad-cb11-94b3-501ac5921410>

<sup>1419</sup> <https://www.accc.gov.au/media-release/accc-leading-global-campaign-to-target-safety-of-products-sold-online>

<sup>1420</sup> <https://www.oecd.org/competition/>

<sup>1421</sup> <https://www.oecd.org/gov/regulatory-policy/ner.htm>

<sup>1422</sup> <https://www.oecd.org/sti/consumer/>

<sup>1423</sup> <https://www.accc.gov.au/about-us/international-relations/international-forums-groups>

<sup>1424</sup> <https://www.accc.gov.au/about-us/international-relations/international-forums-groups>

<sup>1425</sup> <https://www.internationalcompetitionnetwork.org/frameworks/competition-agency-procedures/>

<sup>1426</sup> <https://www.accc.gov.au/about-us/international-relations/international-forums-groups>